

水道・下水道

上下水道課 管理係、上下水道建設係 電話 32-2218

■ 上下水道料金表

2カ月当りの水道料金（税込み）

区分	基本水量及び料金			
	水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	
家庭用	10㎡まで	1,645円		
	11㎡まで	2,653円		
	12㎡から16㎡まで	3,661円	16㎡を超える分	282.86円
業務用	32㎡まで	8,156円	32㎡を超え2,000㎡まで	284.91円
			2,000㎡を超える分	270.51円
浴場用	200㎡まで	16,848円	118.80円	

2カ月当りの下水道使用料（税込み）

区分	基本水量及び料金			
	水量	基本料金	超過料金（1㎡当り）	
家庭用	16㎡まで	3,641円	16㎡を超える分	233.49円
業務用	32㎡まで	7,282円	32㎡を超え200㎡まで	272.58円
			200㎡を超える分	284.91円
浴場用	200㎡まで	5,451円	200㎡を超える分	39.09円

■ 上下水道料金とお支払方法

2カ月に1度検針をして翌月10日に納付書を発行し、その月の月末が納期限となります。

料金のお支払いは、安心で便利な口座振替をお勧めしています。通帳と金融機関届出印と最近の上下水道料金の領収書を持参のうえ、市内の金融機関で手続きしてください。

また、料金を計算するうえで正確な検針を行うために、水道メーターの付近に物を置いたり、犬をつないだりしないでください。

■ こんな時はお届けください

- ・引っ越しするとき
- ・長い間水道を使用しないとき（届け出が無いと、使用していても基本料金を負担していただくことになります）
- ・水道の使用者や所有者が変わるとき
- ・使用目的が変わるとき

■ 水道工事や排水設備工事をするとき

水道の新設、改造、撤去やトイレの水洗化などの排水設備工事をするときは、工事のための必要な資格がある指定業者へお申し込みください。この指定業者以外では工事ができません。

■ 給水装置はあなたのものです

道路に入っている水道管（市が設置した管）から家庭に引き込まれた給水管及び、これに直結する給水用具（止水栓、水道メーター、蛇口など）を給水装置といいます。これらの装置を取り付けたり、改造や修理をするときは、自己負担となります。いつも水漏れなどないよう気を付けましょう。

■ 水道が故障・漏水したとき

「検針水量がいつもより異常に多い」「水を使用していないのにシューと音がしたり、水道メーターが動いたりする」「宅地や道ばたなどから水が出ている」とときには、漏水が考えられますので、上下水道課にお知らせください。

また、月に1～2度メーターを読んで使用量を確認してください。

■ 凍結防止

冬期間、水道を長い間使用しないと、昼間でも凍結することがありますので、必ず水抜きをしてください。凍結して手に負えないときは指定業者へご連絡ください。

■ 下水道の破損や詰まったとき

敷地内（私設排水設備）の場合は、施工業者または排水設備業者へ連絡してください。このときの費用は自己負担です。

また、敷地外（公共下水道）の場合は、上下水道課へ連絡してください。なお、市営住宅等の場合は、建設課または住宅管理人へ連絡してください。

■ 水洗化改造資金の融資あっせん

下水道の処理区域に指定されると、この区域の建物のトイレを、処理開始日から3年以内に水洗化しなければなりません。そのため市では、改造資金の融資あっせんを行っています。

融資あっせんには、市税等を滞納していないことなどの条件があります。手続き（市役所への申請）は工事の申込み時に指定業者が代行いたします。